

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社トラスト・テック
代表者名 代表取締役会長兼社長 小川毅彦
(JASDAQ・コード 2154)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木憲一
電話番号 03-5777-7727

株式分割、単元株制度の採用及び当社定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用と、本件に伴う定款の一部変更を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単価の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社の単元株数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日）（但し、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 6 月 30 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

株式分割後の発行済株式総数は、平成 25 年 5 月 10 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次の通りとなります。

①株式分割前の発行済株式総数	95,140 株（平成 25 年 5 月 10 日現在）
②株式の分割により増加する株式数	9,418,860 株
③株式分割後の発行済株式総数	9,514,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	35,900,000 株

(3) 日程

基準日公告日	平成 25 年 6 月 14 日（金）
基準日	平成 25 年 6 月 30 日（日）※実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金）
効力発生日	平成 25 年 7 月 1 日（月）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数の数

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日 (月)

※単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 6 月 26 日 (水) をもって大阪証券取引所 J A S D A Q スタンダードにおける当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日をもって当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
< 中略 >	< 中略 >
<p>(発行可能株式総数・自己の株式の取得)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>359,000</u> 株とする。</p> <p>2 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>新設</p>	<p>(発行可能株式総数・自己の株式の取得)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>35,900,000</u> 株とする。</p> <p>2 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p>
<p>第 6 条～第 4 8 条 条文記載省略</p> <p>新設</p>	<p>第 7 条～第 4 9 条 現行通り</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第 1 条 <u>第 5 条の変更、第 6 条の新設およびそれに伴う条数の変更は、平成 25 年 7 月 1 日をもって効力を発生するものとする。なお、本条は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

【ご参考】

(1) 株式分割に伴う資本金の増加はありません。

(2) 新株予約権の権利行使時における1株当たりの払込金額・行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成25年7月1日以降、次の通りに調整いたします。

	調整後払込金額	調整前払込金額
第1回新株予約権	320円	32,000円

第1回新株予約権は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき平成17年9月28日の定時株主総会特別決議により発行しております。

	調整後行使価額	調整前行使価額
第2回新株予約権	800円	80,000円

第2回新株予約権は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき平成18年9月29日の定時株主総会特別決議により発行しております。

(3) 期末配当について

株式分割の効力発生日は平成25年7月1日ですので、期末配当（基準日が平成25年6月30日で、1株当たり3,000円の予想）については、株式分割前の株式数を基準として実施されます。

以上